

## 9.5 緑

### 9.5.1 現況調査

#### (1) 調査事項及びその選択理由

調査事項及びその選択理由は、表9.5-1に示すとおりである。

表 9.5-1 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①緑の状況 ②生育環境 ③土地利用の状況 ④法令等による基準等 ⑤東京都等の計画等の状況 ⑥その他	事業の実施に伴い植栽内容及び緑の量の変化が考えられることから、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

#### (2) 調査地域

調査地域は、図9.4-1（p.126参照）に示す計画地及びその周辺とした。

#### (3) 調査方法

##### 1) 緑の状況

調査は、既存資料調査及び現地調査による方法によった。

##### ア. 植生等の状況

調査は、「自然環境保全基礎調査 植生調査」（環境省自然環境局生物多様性センター）の既存資料の整理によった。また、現地調査により、計画地及び会場エリア内の植生の状況を確認した。調査は、平成26年9月30日に実施した。

##### イ. 緑の量の状況

調査は、現地踏査により、群落別の面積、緑被率を整理した。緑の体積は、緑被面積に高木層の平均高を乗じて整理した。調査は、平成26年5月2日、19日に実施した。

##### 2) 生育環境

##### ア. 地形等の状況

調査は、「地形図」（国土地理院）、「土地条件図」（平成25年8月 国土地理院）の既存資料の整理によった。

##### イ. 気象の状況

調査は、アメダス府中観測所の気象データを整理・解析した。

##### ウ. 地域社会とのつながり

調査は、当該地域の利用状況において、緑の有する機能との関わりの整理によった。

##### 3) 土地利用の状況

調査は、「東京の土地利用 平成24年多摩・島しょ地域」（平成26年5月 東京都都市整備局）、「調布市都市計画図」（平成25年3月 調布市）等の既存資料の整理によった。

##### 4) 法令等による基準等

調査は、都市緑地法（昭和48年法律第72号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）等の法令等の整理によった。

##### 5) 東京都等の計画等の状況

調査は、「緑施策の新展開」（平成24年5月 東京都）、「植栽時における在来種選定ガイド

ライン」(平成 26 年 5 月 東京都)、「調布市緑の基本計画」(平成 23 年 3 月 調布市)等の計画等の整理によった。

#### (4) 調査結果

##### 1) 緑の状況

###### ア. 植生等の状況

植生等の状況は、「9.2 生物の生育・生息基盤 9.2.1 現況調査 (4) 調査結果 5) 植生の状況」(p.102 参照)に示したとおりである。計画地及びその周辺は、「市街地」の占める割合が最も多いが、計画地北側の市民西町サッカー場、朝日サッカー場、武蔵野の森公園、野川公園等には芝地がまとまって分布するほか、野川公園等には「残存・植栽樹群をもった公園、墓地等」が分布している。また野川公園、武蔵野の森公園及び東京スタジアム(味の素スタジアム)にかけては、市街地の中で連続性のある緑地が形成されている。また、現地調査による計画地及び会場エリア内の現存植生の状況は、図 9.2-5 (p.104 参照)に示したとおりである。武蔵野の森総合スポーツ施設・東京スタジアム会場エリア内の現存植生は、主に東側及び西側に植栽樹林群(落葉広葉)、北側等にシバ群落がまとまって分布する以外は、概ね人工構造物で被覆されている。計画地内は、現地調査時点で工事に着手しているため、大部分は人工裸地となっており、計画地内の植生はソメイヨシノの植栽樹林群(落葉広葉)が分布するのみとなっている。なお、工事着手前には、一般国道 20 号(甲州街道)沿いの計画地内にイチヨウの植栽樹林群が存在していたが、将来的には本施設の緑化樹として活用することを念頭に、イチヨウの既存樹木を場外で仮養生している。

###### イ. 緑の量の状況

計画地内は、大部分は人工裸地となっており、計画地内の植生はソメイヨシノの植栽樹林群(落葉広葉)が分布するのみであり、計画地における緑の面積は約 200m<sup>2</sup>である。また、計画地における緑の体積は約 1,000m<sup>3</sup>である。

##### 2) 生育環境

###### ア. 地形等の状況

地形の状況は、「9.1 大気等 9.1.1 現況調査 (4) 調査結果 3) 地形及び地物の状況」(p.61 参照)に示したとおりである。計画地は、武蔵野台地の南西部の多摩川の左岸に沿って青梅市から立川、府中、調布市にかけて形成された立川段丘上にある盛土地であり、平坦化された人為的な改変を受けた地形となっている。

###### イ. 気象の状況

気象の状況は、「9.1 大気等 9.1.1 現況調査 (4) 調査結果 2) 気象の状況」(p.57 参照)に示したとおりである。計画地周辺のアメダス府中観測所における年間降水量及び年平均気温の平年値(昭和 56 年～平成 22 年)は、1,529.7mm、14.9℃である。

###### ウ. 地域社会とのつながり

###### (ア) 計画地及びその周辺の歴史

計画地及びその周辺は、「調布市 西部地域町づくり方針」(平成 22 年 3 月 調布市)によると、北側に野川公園や武蔵野の森公園、調布基地跡地、東京スタジアム(味の素スタジアム)、南側には多摩川といった広い用地を擁し、都市計画マスタープランの将来都市構造では、野川公園や武蔵野の森公園及び多摩川緑地は「水と緑の拠点」に、東京スタジアム(味の素スタジアム)周辺地区は「文化・交流の拠点」に位置付けられている。

また、西部地域は「ふれあいゾーン」として、野川公園、調布基地跡地、多摩川などを核に、これらを緑でネットワーク化し、良好な住宅市街地を形成するとともに、調布基地跡地のふれあい、交流機能を生かしたまちづくりを進めることを目標としている地域である。

また、同地域は、昭和 39 年（1964 年）の東京オリンピックでは、一般国道 20 号（甲州街道）がマラソンコースとなり、飛田給が折り返し地点になっている。

また、調布基地跡地に平成 13 年（2001 年）に東京スタジアム（味の素スタジアム）が開業し、平成 14 年（2002 年）FIFA サッカーワールドカップでは、サウジアラビア王国代表チームの公認キャンプ地ともなり、スポーツとの関わりが深い地域である。

(イ) 注目される樹木等

計画地及びその周辺で注目される樹木等はなかった。

3) 土地利用の状況

土地利用の状況は、「9.1 大気等 9.1.1 現況調査 (4)調査結果 4)土地利用の状況」(p.64 参照)に示したとおりである。計画地及びその周辺の土地利用としては、主に独立住宅や集合住宅、官公庁施設、厚生医療施設等からなる市街地となっているが、計画地北側の武蔵野の森公園や野川公園等の公園、運動場等が分布している。また、計画地の大部分は未利用地となっている。

4) 法令等による基準等

都市緑地法等の緑に関する法令等については、表 9.5-2 に示すとおりである。

計画地は、東京における自然の保護と回復に関する条例（平成 12 年東京都条例第 216 号）及び調布市自然環境の保全等に関する条例（平成 8 年調布市条例第 4 号）に基づき緑化基準が定められている。

表 9.5-2 緑に関する法令等

法令・条例等	責務等
都市緑地法 (昭和 48 年法律第 72 号)	<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。</p> <p>(国及び地方公共団体の任務等)</p> <p>第二条 国及び地方公共団体は、都市における緑地が住民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、都市における緑地の適正な保全と緑化の推進に関する措置を講じなければならない。</p> <p>2 事業者は、その事業活動の実施に当たって、都市における緑地が適正に確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、国及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行なう措置に協力しなければならない。</p>
自然公園法 (昭和 32 年法律第 161 号)	<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。</p> <p>(国等の責務)</p> <p>第三条 国、地方公共団体、事業者及び自然公園の利用者は、環境基本法(平成五年法律第九十一号)第三条から第五条までに定める環境の保全についての基本理念にのっとり、優れた自然の風景地の保護とその適正な利用が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。</p>
都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号)	<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(建築等の規制)</p> <p>第五十八条 風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為については、政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で、都市の風致を維持するため必要な規制をすることができる。</p>
東京における自然の保護と回復に関する条例 (平成 12 年東京都条例第 216 号)	<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、他の法令と相まって、市街地等の緑化、自然地の保護と回復、野生動植物の保護等の施策を推進することにより、東京における自然の保護と回復を図り、もって広く都民が豊かな自然の恵みを享受し、快適な生活を営むことができる環境を確保することを目的とする。</p> <p>(緑化計画書の届出等)</p> <p>第十四条 千平方メートル以上の敷地(国及び地方公共団体が有する敷地にあつては、二百五十平方メートル以上とする。)において建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の新築、改築、増築その他の規則に定める行為を行おうとする者は、あらかじめ、規則に定める基準に基づき、緑化計画書(地上部及び建築物上の緑化についての計画書)を作成し、知事に届け出なければならない。ただし、第四十七条第一項及び第五項、第四十八条第一項並びに第四十九条第一項に定める行為については、この限りでない。</p>
調布市自然環境の保全等に関する条例 (平成 8 年調布市条例第 4 号)	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、調布市環境基本条例(平成 7 年調布市条例第 3 号。以下「基本条例」という。)の本旨を達成するため、自然環境の保全、回復及び創出(以下「自然環境の保全等」という。)に関する施策の推進に努めることにより、人と他の生き物が共生する豊かな地域環境の形成に寄与することを目的とする。</p> <p>(緑化基準)</p> <p>第 21 条 市長は、緑について、市が設置し、又は管理する道路、公園、学校その他の公共施設において、自然環境の保全等を図るため、規則で定める緑化基準により、緑化に努めなければならない。</p> <p>2 市民、事業者、土地の所有者及び占有者は、前項に規定する緑化基準により、緑化に努めなければならない。</p>

## 5) 東京都等の計画等の状況

緑に関する東京都の計画等については、表 9.5-3 に示すとおりである。

表 9.5-3 緑に関する計画等

関係計画等	目標・施策等
緑施策の新展開 (平成 24 年 5 月 東京都)	緑の「10 年後の東京」(平成 18 年)の折り返し地点を迎え、これまでに取り組んできた緑施策を踏まえ、同計画では、緑施策を強化し、発展させ、人と自然とが共生できる緑豊かな都市東京の実現に向け、東京都が取り組んでいる様々な施策の整理がなされたものである。
植栽時における在来種選定ガイドライン (平成 26 年 5 月 東京都)	東京都は、緑の「量」の確保に加え、生態系への配慮など緑の「質」を高める施策を進めており、その地域に自然に分布している植物(以下「在来種」という。)を増やすことで、在来の生きものの生息場所を拡大する取組を行っている。本ガイドラインは、都民や事業者が緑化をする際に参考となるものとして作成されている。
調布市緑の基本計画 (平成 23 年 3 月 調布市)	都市緑地法に基づき、緑地の保全や公園の整備をはじめとして公共施設や民有地の緑化の推進などを計画的に進めるための指針となるものとし、平成 11 年度に策定された。 策定より 10 年が経過し、市民の緑に対する認識も多様化していることを受け、『調布市緑の基本計画「庭園のまち 調布」改定版』(目標年次：平成 32 年)を作成し、引き続き緑の将来像を「庭園のまち調布」とし、「調布らしい多様な緑をまもり、活用する」、「みんなに親しまれる緑をつくる・充実させる」、「みんなで緑をそだて、広げる」の 3 つを基本方針として、「崖線周辺の一体的な緑の保全・強化」、「地域特性や環境に応じた多様な公園・緑地づくり」、「緑化活動へつなげる支援・制度の充実」など実現のための取組を位置づけている。

## 9.5.2 予測

## (1) 予測事項

予測事項は、以下に示すとおりとした。

- 1) 植栽内容(植栽基盤など)の変化の程度
- 2) 緑の量(緑被率や緑化面積など)の変化の程度

## (2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、2020年東京大会の実施に伴う建設工事等での改変や施設撤去後の現状回復等において、緑に変化が生じる又は生じていると思われる時点とし、大会開催前、大会開催中、大会開催後のそれぞれ代表的な時点又は期間のうち、大会開催後とした。

## (3) 予測地域

予測地域は、計画地とした。

## (4) 予測手法

予測手法は、2020年東京大会の実施計画を基に、緑の変化の程度を把握して予測する方法によった。

## (5) 予測結果

## 1) 植栽内容(植栽基盤など)の変化の程度

計画地内は、大部分は人工裸地となっており、計画地内の植生はソメイヨシノの植栽樹林群(落葉広葉)が分布するのみである。

事業の実施に伴い、計画地南側の一般国道 20 号(甲州街道)沿いのイチョウの既存樹木を

場外で仮養生を行ったうえで緑化樹として活用する。また、地上部のオープンスペースに高木及び地被類を植栽する。

したがって、現況と比べてより多様な植栽内容となると予測する。

## 2) 緑の量（緑被率や緑化面積など）の変化の程度

計画地内は、大部分は人工裸地となっており、計画地内の植生はソメイヨシノの植栽樹林群（落葉広葉）が分布するのみである。

事業の実施に伴い、計画地南側の一般国道 20 号（甲州街道）沿いのイチヨウの既存樹木を場外で仮養生を行ったうえで緑化樹として活用するほか、地上部のオープンスペースに高木及び地被類を植栽する計画としている。

「7. 武蔵野の森総合スポーツ施設の計画の目的及び内容 7.2 内容 7.2.4 事業の基本計画 (7)緑化計画」(p. 26 参照)に示したとおり、地上部における高木や屋上緑化等を行い、合計約 2,900m<sup>2</sup>の緑地を確保する計画である。

### 9.5.3 ミティゲーション

#### (1) 予測に反映した措置

- ・計画地北側のサクラ（ソメイヨシノ）は保存する計画としている。
- ・計画地南側の一般国道 20 号（甲州街道）沿いのイチヨウの既存樹木を場外で仮養生を行ったうえで緑化樹として活用する。
- ・地上部のオープンスペースに高木及び地被類を植栽する。
- ・コンコース上の人工地盤植栽や屋上緑化等を行う計画としている。

#### (2) 予測に反映しなかった措置

- ・十分な植栽基盤（土壌）の必要な厚みを確保する。

### 9.5.4 評価

#### (1) 評価の指標

評価の指標は、法令等の緑化面積基準等とした。

#### (2) 評価の結果

事業の実施に伴い、隣接する西競技場敷地を含めて合計で約 12,300m<sup>2</sup>の緑化面積を確保する計画である。

本事業では、隣接する西競技場も含めた敷地を対象に東京における自然の保護と回復に関する条例及び調布市自然環境の保全等に関する条例に基づき緑化基準が定められているが、緑化基準も上回る緑化面積を確保する計画である。

以上のことから、評価の指標は満足するものと考えられる。また、コンコース上の人工地盤植栽や屋上緑化等を行う計画としており、隣接する東京スタジアム（味の素スタジアム）や西競技場の緑地と一体となった緑が形成されると考えられる。さらに、本事業の緑化計画はコンコース等のオープンスペースに整備されるため、一部駐車場として利用されていた計画地内に都民や来訪者の新たな憩いの場を提供するとともに、周辺の緑地への新たな動線が創出され、来訪者に新たな緑と触れ合う場所を提供できると考えられる。